

尾道市医師会看護専門学校学則（新）

第1章 総 則

(目 的)

第1条 尾道市医師会看護専門学校（以下「本校」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき保健師助産師看護師法による看護師になろうとする者に必要な基礎的知識・技術・豊かな人間性を養い、もって保健医療福祉の活動に貢献しうる有能な人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 尾道市医師会看護専門学校と称す。

(所 在 地)

第3条 本校は、広島県尾道市栗原東2丁目4番33号に置く。

(課程・学科・修業年限・定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限、定員は次のとおりとする。

課 程 名	学科名	修業年限	1学年定員	総 定 員
医療専門課程 3年課程（定時制）	看護科	4年	40名	160名

2 在学期間は、8年を超えてはならない。ただし、再入学、転入学により入学した者は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

第2章 学年・学期及び休業日

(学年及び学期)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 授業を行わない日は（以下「休業日」という。）次のとおりとする。

1) 日曜日及び土曜日

2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（昭和23年法律第178号第2条）

3) 春季休業・夏季休業及び冬季休業（年度始めに学校長が定める期間）

4) その他学校長が特に必要があると認めた時は、休業日を変更または臨時の休業日を設定することができる。

ただし、学校長が必要であると認めた場合は、上記1)～4)の休業日に臨時に授業等を行うことができる。

第3章 教育課程及び単位の計算基準

(授業科目)

第7条 本校の教育課程における授業科目の名称、単位数は、別表1に定めるとおりとする。

(単位の計算基準)

第8条 各授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な

学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業時間をもって1単位とする。
- 2) 実験、実習については30時間から45時間の授業時間をもって1単位とする。

第4章 入学・転入学・再入学・休学・復学・転学及び退学・除籍・保証人 (入学時期)

第9条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第10条 本校に入学できる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1号に該当する者であり、高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学志願の手段)

第11条 本校に入学を志願する者は、入学試験願書及び本校の定める書類を提出するとともに受験料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定による出願の時期及び方法については別に定める。

(入学者の選考)

第12条 前条2項の規定により出願した者に対しては、別に定める規定により選考する。

(入学手続き及び入学許可)

第13条 前条の選考に合格した者は、入学願い及び学校長が定める書類を提出するとともに、学納金を納付しなければならない。

- 2 学校長は、前項の入学手続きを完了した者に対して、入学を許可する。
- 3 既納した入学金は返還しない。

(転入学)

第14条 他校から転入学を希望する者については、その該当学年に欠員がある場合、別に定める規定により学校長が許可をする。

- 2 転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い等については、職員会議を経て学校長が定める。
- 3 転入学に関しての必要な事項については、別に定める。

(再入学)

第15条 本校を退学した者が退学後2年以内に再入学を志願するときは、当該学年に欠員がある場合に限り、選考の上、職員会議を経て、学校長は相当学年へ再入学を許可することができる。

- 2 再入学を許可された者の修業年限及び在学期間は、職員会議を経て学校長が定める。
- 3 再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱いについては、職員会議を経て学校長が定める。
- 4 前3項に定めるほか、再入学に関して必要な事項は、別に定める。

(休学)

第16条 病気その他やむを得ない理由により引き続き2ヶ月以上修業をすることができない学生は、理由書を添えて休学願いを学校長に提出し許可を受けて休学することができる。

- 2 学校長は、病気その他の理由で修学することが適当でないと認められる学生に対して、休学を命じることができる。
- 3 休学期間は通算して2年を超えることはできない。
- 4 休学期間は第4条2項に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第17条 学生は、休学期間中にその理由が消滅した場合、学校長の許可を受けて復学することができる。

(転学及び退学)

第18条 学生は他校への転学を志願しようとする時、及び本校を退学しようとする時は、学校長の許可を得なければならない。

2 転学、退学に関しての必要な事項については別に定める。

(除籍)

第19条 学校長は次の各号のいずれかに該当する学生を、職員会議を経て除籍することができる。

- 1) 第4条2項の在学期間を超えた者
- 2) 第16条3項の休学期間を超えた者
- 3) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- 4) 長期間にわたり行方不明の者
- 5) その他修学が不相当と認められた者

(保証人)

第20条 本校に入学を許可された者は、保証人2名を定め、本校が指定する期間内に所定の在学保証書により届けなければならない。

- 2 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。
- 3 保証人は、独立の生計を営む者でなければならない。

第5章 学修評価及び単位認定

(学修の評価及び単位修得の認定)

第21条 授業科目を履修した者には、評価のうえ所定の単位を与える。

2 単位の評価及び認定は、別に定める規定により職員会議を経て学校長が認定する。

(入学前の既修得単位の認定)

第22条 学校教育法に基づく大学若しくは短期大学、高等専門学校および歯科衛生士・診療放射線技師・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・臨床工学技士・義肢装具士・救急救命士・言語聴覚士の資格に係わる学校若しくは養成所において、本校に入学する前に履修した授業科目のうち、認定できる単位数は52単位を超えない範囲とする。

- 2 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号の規定に該当する者で本校に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3に定める基礎分野の履修に替えることができる。
- 3 学校長は、学生が入学する前に修得した前項に規定する単位を、職員会議を経て本校の履修科目とみなすことができる。

第6章 卒業及び専門士称号

(卒業)

第23条 学校長は、本校の教育課程別表1に定める必要な単位数を修得した者に対して職員会議を経て卒業を認定する。ただし、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については原則として卒業を認めない。

2 学校長は、前項の規定により卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第24条 学校長は、本学校の卒業を認定した者に、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

第7章 賞 罰

(表 彰)

第25条 学校長は、学生として表彰に値する行為があった者を、職員会議を経て表彰することができる。

(懲 戒)

第26条 学校長は、学則その他学生が守るべき規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたときは、職員会議を経て当該学生に対し、訓告・停学・退学の処分をすることができる。

2 前項の規定による処分は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

- 1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- 2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
- 3) 正当な理由がなく常に欠席している者
- 4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第8章 健 康 診 断

(健康診断の実施)

第27条 学校長は、学生に対して健康を保持するために、年1回以上の健康診断を実施する。

第9章 授 業 料 等 諸 経 費

(授業料等諸経費)

第28条 授業料等学納金については、運営委員会で審議し、尾道市医師会の理事会の承認を経て定める。

(授業料の減免、徴収猶予)

第29条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して授業料を減免し、又は徴収を猶予することができる。

- 1) 休学した学生に対しての休学期間中
- 2) その他学校長が必要と認めたとき

第10章 職 員

(職 員)

第30条 本校に次の職員を置く

- | | |
|------------------|-------|
| 1) 学校長 | 1名 |
| 2) 副学校長（内1名看護職） | 2名 |
| 3) 教育顧問 | 1名 |
| 4) 教務主任 | 1名 |
| 5) 事務長 | 1名 |
| 6) 実習調整者 | 1名 |
| 7) 専任教員 | 8名以上 |
| 8) 非常勤講師 | 20名以上 |
| 9) 健康管理医 | 1名 |
| 10) 学生相談（カウンセラー） | 1名 |
| 11) 事務員 | 1名以上 |

- 2 前項の各職務については別に定める。

第 1 1 章 会 議

(会 議)

- 第 3 1 条 本校に次の会議を置き学校運営、教育の遂行にあたる。
- 1) 運営委員会
 - 2) 職員会議
 - 3) 教員会議
 - 4) 講師会議
 - 5) 実習指導者会議
- 2 会議に関する規定については、別に定める。

第 1 2 章 学校評価及び情報提供

(自己評価)

- 第 3 2 条 本校は、教育活動その他の学校運営の状況について、自ら自己評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の評価を行うに当たっては、学校長が、本校の実情に応じて適切な項目を設定し行うものとする。

(情報提供)

- 第 3 3 条 本校は、保護者及び地域住民その他関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携および協力の推進に資するために、本校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

第 1 3 章 雑 則

(雑 則)

- 第 3 4 条 この学則に規定する様式その他必要な事項は別に定める。

附 則

この学則は公布の日から施行し昭和 5 1 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この学則は昭和 5 1 年 1 2 月 1 日より施行する。

附 則

この学則は平成 2 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、平成元年以前の入学者に関しては従前通り施行する、

附 則

この学則は平成 3 年 4 月 1 日より施行する

ただし、改正前の学則により入学した者にあつては従前の規定によるものとする。

附 則

この学則は平成 7 年 1 0 月 1 日より施行する。

ただし、第 2 9 条 専門士 (医療専門課程) 称号については平成 6 年度卒業生から適用する。

附 則

この学則は平成 8 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この学則は平成9年4月1日より施行する。

ただし、改正前の学則により入学した者にあつては従前の規定によるものとする。

附 則

この学則は平成12年4月1日より施行する。

附 則

この学則は平成15年4月1日より施行する。

附 則

この学則は平成19年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日より施行する。

ただし、改正前の学則により入学した者にあつては従前の規定によるものとする。

附 則

この学則は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日より施行する。

ただし、改正前の学則により入学した者にあつては従前の規定によるものとする。